

飯塚市議会告示第 3 号

飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成 28 年 3 月 28 日条例第 3 号)第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、令和 7 年提出の飯塚市資産等報告書審査会の意見書の閲覧開始日、閲覧期間、閲覧場所及び閲覧時間を次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 14 日

飯塚市議会議長 江 口 徹

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1 閲覧開始日 | 令和 7 年 8 月 15 日から |
| 2 閲覧期間 | 市議会議員の任期満了の日まで |
| 3 閲覧場所 | 飯塚市新立岩 5 番 5 号
飯塚市役所 議会事務局 |
| 4 閲覧時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで |

ただし、飯塚市の休日を定める条例(平成 18 年 3 月 26 日飯塚市条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)は閲覧できません。